

ヘーベル電気供給約款附則
(ヘーベル電気 AE・九州エリア)

2020年4月1日実施

旭化成ホームズ株式会社 大阪瓦斯株式会社

1 このヘーベル電気供給約款附則の実施期日

このヘーベル電気供給約款附則(ヘーベル電気 AE・九州エリア)(以下、「この附則」といいます。)は、2020年4月1日から実施いたします。

2 ヘーベル電気 AE

ヘーベル電気供給約款(九州エリア)別紙「2(従量電灯)」に、次のとおり(3)を追加するものといたします。

(3) ヘーベル電気 AE

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに、お客さまから旭化成ホームズへの申込みにもとづき適用いたします。

(イ) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と動力契約の契約上利用できる最大電力(キロワット)との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、送配電事業者が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と動力契約の契約上利用できる最大出力(キロワット)との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「4(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、託送供給等約款の定めに従い総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「5(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、旭化成ホームズおよび大阪ガス、または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により旭化成ホームズおよび大阪ガスとの需給契約を締結する場合の契約容量は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気

事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

ホ 季節区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は、次のとおりといたします。

a. 春季

毎年4月1日から6月30日までの期間および翌年の3月1日から3月31日までの期間をいいます。

b. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

c. 秋季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

d. 冬季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)をいいます。

(ロ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a. 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

b. 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

ヘ 使用電力量の郵送

使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき100円(税抜)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ト 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし、電力量料金は別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イ」によって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イ」によって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表「3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニ」によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

1契約につき	1,650円00銭
--------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a. 昼間時間

昼間時間のうち、休日・平日(休日以外の日をいいます。)別の使用電力量について、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季および冬季料金	春季および秋季料金
1キロワット時につき	休日	21円21銭	17円82銭
	平日	26円83銭	23円94銭

b. 夜間時間

1キロワット時につき	13円21銭
------------	--------

チ その他

ヘーベル電気 AE を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

3 別表

ヘーベル電気供給約款(九州エリア)別表「5(契約容量および契約電力の算定方法)」を、次のとおり読み替えるものといたします。

5 契約容量および契約電力の算定方法

別紙「2(従量電灯)(2)ニ(ロ)」および別紙「2(従量電灯)(3)ニ(ロ)」の場合の契約容量ならびに別紙「3(動力契約)(1)ニ(ロ)」の場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。また、託送供給等約款に別の定めがある場合は、これに従うものといたします。

(ア) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$